

応急危険度判定について

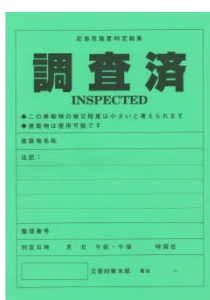
一般的には建築物の安全性を確保する責任を有するのは、その建築物の所有者、管理者等であり、その建築物が地震により被災した場合においても、自らの責任でその安全性を確保することが求められます。

しかし、大規模な地震による被災時において被災建築物がその安全性を自ら確認するには現実的に困難であり、住民の安全確保のため、市町村が震災直後の応急対策の一環として応急危険度判定を実施する必要から「**応急危険度判定士**」がその建物が安全かどうかを応急的に判定するために調査します。

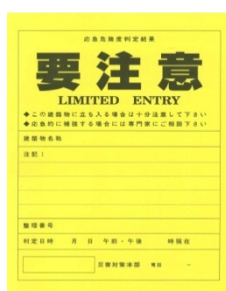
「**応急危険度判定**」とは、大規模な地震が発生した直後（概ね3日後～2週間程度）において被災した建築物の被害状況を調査し、余震などによる建築物の倒壊、部材の落下などから生じる二次災害を防止し住民の安全を図ることを目的にその建築物が安全かどうかを応急的に判定するものです。

応急危険度判定調査を行った場合、その判定結果に基づき **緑色の 調査済**、**黄色の 要注意**、**赤色の 危険**と3種類の内、いずれかの判定標識を建築物の出入り口などの見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者だけではなく付近を通行する歩行者に対しても安全であるか否かを容易に識別できるようにします。

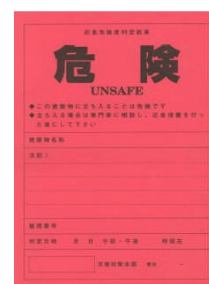
また、判定標識には判定結果に基づき簡単な説明および二次災害防止のための処置についても書かれることとなっています。



被害程度は小さいと考えられ、被災建築物は使用可能と判定された場合



被災建築物に立ち入る場合は十分に注意する必要があると判定された場合



被災建築物に立ち入ることが危険と判定された場合

この調査は罹災証明のための被害調査や被災建築物の恒久的使用の可否を判定するなどの目的で行うものではありません。地震直後の短期間に多くの建物の判定を行わなければならない「緊急性」と限られた調査項目で判定を行うことから、後に十分な時間をかけて被害調査を行った場合には判定結果が異なる場合も有るという「暫定性」の二つの側面が有ります。

「応急危険度判定士」とは、指定の講習会を受講した建築技術者のうち 県知事の認定を受け、ボランティアで応急危険度判定活動を行う方です。

この資料は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の HP から一部引用させていただきました。